

2016（平成 28）年 5 月 20 日

報道関係各位

株式会社札幌ドーム  
（札幌ドーム指定管理者）



## ファウルボールに係る訴訟判決に対する当社コメントについて

本日 5 月 20 日、札幌高等裁判所で開かれた損害賠償請求訴訟の判決を受けて、株式会社札幌ドームのコメントは以下の通りです。

『事故に遭われた方とご家族には、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの判決については、当社に関しては損害賠償責任がないとの判断が下されており、当社の主張が認められた内容であると理解しております。

今後、判決の内容を精査し、皆さまにとって札幌ドームがさらに安全かつ安心してご利用いただける施設となりますよう、引き続き主催者と協力して管理運営をしてまいります。』